

宮崎県木造住宅耐震診断士登録制度要綱

	平成17年	7月	1日
改正	平成19年	10月	1日
改正	平成20年	5月	1日
改正	平成22年	10月	20日
改正	平成23年	7月	25日
改正	平成31年	1月	10日
改正	平成31年	4月	1日
最終改正	令和4年	4月	1日

県土整備部建築住宅課

(目的)

第1条 この要綱は、市町村が実施する木造住宅耐震化促進事業（以下「補助事業」という。）における、宮崎県木造住宅耐震診断士の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧耐震基準木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、現に完成しているものをいう。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものを除く。

(2) 宮崎県木造住宅耐震診断士

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事が行う講習会を受講し知事が登録した者（以下「耐震診断士」という。）をいう。

(3) 耐震診断

別に定める宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、耐震診断士が行う旧耐震基準木造住宅の耐震性能に関する診断をいう。

(4) 木造住宅耐震診断事業

市町村が、国土交通省が定める社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「交付金交付要綱」という。）に基づいて住宅の耐震診断を支援する事業をいう。

(5) アドバイザー派遣事業

市町村が、耐震診断前後の相談及び説明又は地域での耐震診断の普及活動等のために、交付金交付要綱に基づいて実施する事業をいう。

(6) ローコスト工法アドバイザー派遣事業

市町村が、耐震診断後に安価な耐震改修工法等の助言を行うために、交付金交付要綱に基づいて耐震診断士の派遣を実施する事業をいう。

(7) 戸別訪問事業

市町村が、耐震診断を実施した住宅の耐震改修を促すため、社会資本整備総合交付金を受けて耐震診断士による戸別訪問を実施する事業をいう。

(8) 耐震改修設計

耐震診断士が行う旧耐震基準木造住宅の耐震性能を向上させるための補強計画（上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）を1.0以上にするもの）で、その耐震性能の向上を一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」、「精密診断法」又はこれらと同等と認められる診断法に即して確認した設計をいう。

(9) 耐震改修工事

耐震診断の結果、倒壊する可能性がある建築物（上部構造評点が1.0未満のもの）を安全な構造となる建築物（上部構造評点が1.0以上のもの）に改修するため、耐震改修設計（地盤・基礎の総合評価に注意事項がないものに限る。以下次号において同じ。）に基づき行う工事をいう。ただし、原則として増築に係る工事は含まないこととする。

(10) 段階的耐震改修工事

耐震診断の結果、倒壊する可能性が高い建築物（評点が0.7未満のもの）を評点が0.7以上1.0未満の建築物に改修するため、耐震改修設計に基づき行う工事をいう。ただし、原則として増築に係る工事は含まないこととする。

(11) 木造住宅耐震改修総合支援事業

市町村が、耐震改修設計、耐震改修工事及び段階的耐震改修工事を行うため、交付金交付要綱に基づいて実施する補助事業をいう。

(12) 除却工事

耐震診断の結果、倒壊する可能性がある建築物（評点が1.0未満のもの）の除却を行う工事をいう。

(13) 建替え工事

耐震診断の結果、倒壊する可能性がある建築物（評点が1.0未満のもの）の建替えを行う工事をいう。

(14) 安全住宅住替え等支援事業

市町村が、住宅の除却工事又は建替え工事を支援するため、交付金交付要綱に基づいて実施する事業をいう。

(15) 所有者

耐震診断の対象となる建築物の所有者をいう。

(講習会)

第3条 知事は、耐震診断士の養成を目的とした宮崎県木造住宅耐震診断士養成講習会を開催するものとする。

(登録の申請)

第4条 耐震診断士の登録を申請しようとする者は、前条に規定する講習会を受けなければならない。

2 耐震診断士の登録を申請しようとする者は、宮崎県木造住宅耐震診断士登録申請書(様

式第1号)に次の書類を添えて知事に1部提出するものとする。

(1) 宮崎県木造住宅耐震診断士養成講習会修了証の写し

(登録及び登録証の交付)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合は、宮崎県木造住宅耐震診断士登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登載するとともに、宮崎県木造住宅耐震診断士登録証(様式第2号、以下「登録証」という。)を申請者に交付するものとする。

2 耐震診断士は、登録証を汚損、破損し、又は紛失したときは、速やかに宮崎県木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を知事に1部提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、汚損、破損した登録証は再交付申請書に添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が耐震診断士として適格でないと認めた場合は、登録しないことができる。この場合において、知事は、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録証の有効期限)

第6条 登録証の有効期間は、5年間とする。

2 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の90日前から30日前までに宮崎県木造住宅耐震診断士更新申請書(様式第6号。以下「更新申請書」という。)に次の書類を添えて知事に1部提出するものとする。

(1) 宮崎県木造住宅耐震診断士登録証

(登録証の返還)

第7条 有効期限の過ぎた登録証は、速やかに返還するものとする。

(耐震診断士の任務)

第8条 耐震診断士は、市町村が実施する補助事業により次に掲げる業務を行ったときは、その結果を当該旧耐震基準木造住宅の所有者及び当該市町村に報告するものとする。

(1) 旧耐震基準木造住宅の耐震診断業務

(2) 旧耐震基準木造住宅の耐震改修設計業務

(3) 旧耐震基準木造住宅の耐震改修工事の工事監理業務

2 耐震診断士は、市町村が実施する補助事業により旧耐震基準木造住宅の耐震診断の相談及び説明又は地域での耐震診断の普及活動等のために耐震診断のアドバイザー業務及び戸別訪問業務を行ったときは、その結果等を当該市町村に報告するものとする。

(耐震診断士の責務)

第9条 耐震診断士及びその職に従事していた者は、耐震診断業務、耐震改修設計業務、耐震改修工事の工事監理業務、耐震診断のアドバイザー業務、戸別訪問業務及びこれらに関連する業務(以下、「耐震診断等業務」という。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 耐震診断士は、耐震診断等業務を行う際は、所有者の要望や住宅の実態に即して誠実に業務を行い、所有者の耐震化に対する不安を解消し木造住宅の耐震化の促進や安全で安心できる住まいづくりの実現に努めなければならない。
- 3 耐震診断士は、耐震診断等業務以外の業務においては、耐震診断士の名称を用いてはならない。
- 4 耐震診断士は、耐震診断士であることを自覚し、謙虚に誠意を持って対応し、業務全般を履行するものとする。
- 5 耐震診断士は、耐震診断等業務を行う際には、常に登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

(登録事項の変更)

第10条 耐震診断士は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県木造住宅耐震診断士登録事項変更届（様式第4号）に登録証を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録台帳を修正するとともに、申請者に登録証を再交付するものとする。

(登録の辞退)

第11条 耐震診断士は、登録を辞退しようとするときは、宮崎県木造住宅耐震診断士登録辞退届（別記様式第5号）に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を届出者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第12条 知事は、耐震診断士が次のいずれかに該当した場合は、第5条の規定に基づく登録の取消し又は登録の停止を行うことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて第5条第1項の登録を受けた場合

(2) 建築士法第10条第1項の規定に基づく懲戒を受けた場合

(3) 市町村からの耐震診断等業務を受託した後、業務を履行せず、又は著しく遅滞し、若しくは現地調査や相談業務等における不都合等を生じさせた場合

(4) 第10条の規定による届出を怠った場合

(5) 耐震診断士としての条件を満たさなくなった場合

(6) その他、第9条に規定する事項に反し、知事が不相当とみとめた場合

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、登録台帳から抹消するとともに、その旨を通知し、登録証を返納させるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録の停止を行った場合は、その旨を通知し、停止期間の満了まで登録証を領置するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断士に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

第6条の規定は、この要綱の施行の際、現に登録している耐震診断士にも適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(表)

(縦60mm × 横85mm)

宮崎県木造住宅耐震診断士登録証



氏 名
生 年 月 日
登 録 番 号
登 録 年 月 日 元 号 年 月 日
有 効 期 限 元 号 年 月 日

宮崎県知事

印

(注) 市町村の木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業、木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業及びこれらに関連する業務以外の業務に、この登録証を使用してはならない。

(裏)

本証は、各市町村が旧耐震基準木造住宅を対象に耐震診断事業、耐震改修事業、耐震診断アドバイザー派遣事業及びこれらに関連する業務を実施することを目的に、宮崎県知事が宮崎県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき交付したものである。

注意事項

- ・住所、勤務先等に変更が生じた時は届け出てください。

【勤務先】

名 称

所 在 地

電 話 番 号

(注) 設計、耐震診断等を業として行おうとするときは、建築士事務所の登録が必要となります。

宮崎県木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者
登録番号 第 号
住 所
電話番号 () -
氏 名

宮崎県木造住宅耐震診断士登録制度要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり登録証の再交付を申請します。

	汚損 破損 紛失 その他
再交付を申請する理由	

(注意)

- 1 添付書類等
 - ・ 6ヶ月以内に撮影した無帽、無背景、正面上3分身、カラーの写真(写真の裏に氏名を記入すること。)1枚(縦3cm、横2.4cm)
- 2 再交付を申請する理由欄には、該当するものに○を付けてください。
- 3 汚損又は破損を理由にする場合は、その登録証を添えて申請してください。

様式第4号(第10条関係)

宮崎県木造住宅耐震診断士登録事項変更届		年	月	日
宮崎県知事		殿		
申請者				
登録番号		第 号		
住所				
電話番号				
氏名				
<p>次のとおり、宮崎県木造住宅耐震診断士の登録申請事項に変更がありましたので、宮崎県木造住宅耐震診断士登録制度要綱第10条の規定に基づき、届け出ます。</p>				
変更事項	変更前	変更後		
ふりがな 氏名				
住所・電話番号等				
勤務先	名称等	建築士事務所名称又は、勤務先名称 () 登録番号：宮崎県知事登録 () 設計の可否：可・否 改修工事の可否：可・否	建築士事務所名称又は、勤務先名称 () 登録番号：宮崎県知事登録 () 設計の可否：可・否 改修工事の可否：可・否	
	所在地 連絡先等	所在地 〒 電話番号() - ファクシミリ番号() -	所在地 〒 電話番号() - ファクシミリ番号() -	
建築士の免許	1級 2級 木造 登録番号 ()	1級 2級 木造 登録番号 ()		
備考				

(注意)

1 添付書類等

- ・ 6ヶ月以内に撮影した無帽、無背景、正面上3分身、カラー写真
 (写真の裏に氏名を記入すること。) 1枚(縦3cm、横2.4cm)

宮崎県木造住宅耐震診断士登録辞退届

私は、このたび宮崎県木造住宅耐震診断士を辞退したいので、宮崎県木造住宅耐震診断士登録制度要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者 登録番号 第 号

氏 名

電話番号 () ー

様式第6号(第6条関係)

更 新

登録番号	—
登録年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日まで有効

宮崎県木造住宅耐震診断士登録更新申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
電話番号
ふりがな
氏 名

宮崎県木造住宅耐震診断士登録制度要綱第6条第2項の規定に基づき申請します。
この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。

生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
建 築 士 の 免 許	種 別	1 級 ・ 2 級 ・ 木 造	
	登録番号	大臣 () 知事 ()	
勤 務 先	名 称 等	建築士事務所名称又は、勤務先名称 : () 登録番号 : 宮崎県知事登録第 () 号 設計の可否 : 可 ・ 否 、 改修工事の可否 : 可 ・ 否	
	所在地・ 連絡先等	所在地 〒 電話番号 () — ファクシミリ番号 () —	

(注意)

1 添付書類等

- ・ 6ヶ月以内に撮影した無帽、無背景、正面上3分身、カラーの写真2枚のうち、1枚を右欄に貼り付け、もう1枚は提出すること(写真の裏に氏名を記入すること)。

2 記載要領

- ・ 該当するものに○を付け () 等には必要事項を記入すること。
- ・ 建築士事務所に所属する建築士においては、勤務先欄に建築士事務所名称及び登録番号を記載すること。

(写真貼付欄)
縦3cm
横2.4cm